

奈良県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十五号

奈良県補助金等交付規則の一部を改正する規則

奈良県補助金等交付規則（平成八年六月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 第六条の規定は、前項の規定による額の確定をした場合について準用する。

第十六条に次の一項を加える。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による返還の命令をした場合について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県補助金等交付規則第十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる補助金等の額の確定について適用し、同日前にされた補助金等の額の確定については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の奈良県補助金等交付規則第十六条の規定は、この規則の施行の日以後にされる補助金等の返還の命令について適用し、同日前にされた補助金等の返還の命令については、なお従前の例による。